

諏訪地方の末子相続に関して

— 諏訪郡原村の調査 —

松 本 武 子

本調査は日本女子大学農家生活研究所の文部省科学総合研究「農家生活の地域的類型に関する家政学的研究」の一部門として昭和卅三年七月に行つた社会調査の一部である。部落生活調査の結果末子相続の傾向が、その地域に残存していることを見出し、調査の一点をそこにおいたものである。なお、現地調査には農家生活研究所、好本照子、田端光美両所員の協力を得た。

一、部落の概況

長野県諏訪郡原村は、八ヶ岳の主峰赤嶽の西部にあつて、中央本線茅野駅より南方にある。いわゆる八ヶ岳火山の西斜面で約九百米より千六百米に至る高地を占める、四三・三三平方キロメートルの総面積を有する村落である。原村の役場は弘沢部標高落にあるが、その地域も海拔一〇二二米の高地である。(第一図参照)

(4) 気 象

昭和三十二年間気象(第一表)によつて示されるように、十二月より三月末までは氷点下の日がつづき、この高地に位する原村は一月より三月までは平均温度氷点下であり、十一月後半より四月前半までは、全く農業を営むことが出来ない土地である。

第一表 昭和卅二年度 年間気象

昭和32年	気 温			降 水 状 況		
	最高	最低	平均	日数	雨量	最深雪積
	°C	°C	°C		mm	
1 月	3.6	-6.9	-1.7	7	29.8	25
2 //	0.4	-8.0	-3.7	8	76.3	53
3 //	3.7	-6.7	-1.5	9	68.5	47
4 //	15.1	3.2	9.1	9	119.9	
5 //	16.5	5.9	11.5	17	111.6	
6 //	19.4	11.1	15.3	18	226.5	
7 //	24.0	16.7	20.3	20	183.0	
8 //	25.7	17.6	21.7	13	108.1	
9 //	18.7	11.9	15.3	18	298.3	
10 //	17.4	5.8	11.6	6	39.8	
11 //	11.8	1.5	6.2	5	37.6	
12 //	6.0	-2.6	1.7	9	46.6	

原村勢要覧

第二表 年次別人口

	世帯数	人 口			総人口 指 数	1世帯に 付 人口	女100人 に付 男
		総 数	男	女			
昭和							
15.10.1 国調	1,181	5,913	2,842	3,071	100	5.0	92.5
25.10.1 //	1,427	7,269	3,558	3,711	124	5.1	95.7
(概数)							
26.10.1	1,442	7,342	3,600	3,742	124	5.1	96.2
27.10.1 //	1,398	7,179	3,535	3,644	121	5.1	97.0
28.10.1 //	1,448	7,105	3,435	3,670	120	4.9	90.9
29.10.1 //	1,427	6,931	3,371	3,560	117	4.8	94.7
30.10.1 国調	1,422	6,676	3,271	3,405	113	4.7	96.0
(概数)							
31.10.1	1,413	6,633	3,259	3,374	112	4.7	96.6
32.10.1 //	1,405	6,586	3,232	3,354	111	4.7	96.3

原村勢要覧

第三表

	総世帯数	農家数	人口		農家一世帯人口
			総人口	農家人口	
全 国	17,394,300	6,042,915	89,274,900人	36,468,775人	6.03人
	100%	34.7%	100%	40.8%	
長 野 県	33,900	227,620	2,021,200人	1,282,425人	5.63人
	100%	57.5%	100%	63.4%	
原 村	1,405	1,221	6,586人	6,146人	5.03人
	100%	86.9%	100%	93.3%	

(昭和 32. 10. 1)

第四表 部落別世帯数及び人口

種別 部落名	世帯数	人 口			常会数
		総 数	男	女	
大久保	76	348	173	175	3
柳 沢	164	759	365	394	7
八ッ手	148	683	328	355	8
払 沢	295	1,377	666	711	14
柏 木	173	795	387	408	14
菖蒲沢	87	424	202	222	4
室 内	62	248	118	130	4
中新田	327	1,712	824	888	23
南 原	50	144	79	65	
上里農場	40	186	129	57	
	1,422	6,676	3,271	3,405	77

(昭和 30. 10. 1)

しかも農家は総人口の九三%であつて、ほとんどの住民は農業を営んでいるのである。

原村は、むかし原山新田と総称され、慶長年間に開拓された新田八部落と、昭和期開拓村との大小十部落より成つている。部落中、最もふるく開拓された中新田の人口が最も多く、次が弘沢部落となつている。(第四表参照)

(イ) 教 育

原村には中学校と小学校が各一校ある。在籍は、昭和三十二年度において中学校四四七人、小学校八四五人であつた。高等学校は定時制が一校あるのみである。村民の農業を営む期間は四月中旬より十一月までであるから、その間農家は一年中の生活の資を働き出すために老若男女寸暇を惜しんで働くのである。したがつて、どこの家でも子供に仕事を手伝わせるから、小学校の休暇は都会の学校とちがつている。

田植休み 五月末—六月上旬 (十日間)

夏蚕休み 八月初旬—同中旬 (二週間)

秋蚕休み 八月末—九月上旬 (一週間)

秋休み 十月廿日—同末日 (十日間)

冬休み 十二月廿八日—一月五日 (八日間)

寒中休み 一月十五日—同末日 (十日間)

春休み 三月廿五日—四月一日 (二週間)

その他平日でも極度に寒気が厳しいとか、あまりに吹雪く日は、所定の場所に赤旗が掲示されて、学校は休校となる。このような生活であるから、学習状態は完全なものとはいえないであろう。中学校も茅野町に行く子供があり、高校生は茅野高校、上諏訪高校、岡谷高校など近くの市域に通学している。

(二) 職 業

原村における職業別人口を示すものは第五表である。人口三千八百四十五人中、農業を営むものは三千四百一人であつて最高を示している。

第五表 産業別就業人口

	総 数	男	女
総 数	3,845	1,909	1,936
農 業	3,401	1,572	1,829
林 業 及 び 獵 業	7	7	0
建 設 業	31	31	0
製 造 業	112	91	21
卸売業及び小売業	48	29	19
金融保険及び不動産業	5	1	4
運 輸 通 信	25	18	7
サ ー ビ ス 業	160	117	43
公 務	56	43	13

原村勢要覧

第六表 原村農業世帯

自 作 農	1,117
自作兼小作農	159
小作兼自作農	23
小 作 農	13
計	1,312

第七表 経営耕地面積

1反未満	34
1反～3反	131
3反～5反	209
5反～1町	431
1町～1.5町	308
1.5町～2町	148
2町～3町	48
3町以上	3

農家総数は千三百十二世帯であるが、専業農家は千二十四、兼業農家は二百八十八である。そのうち自作農が千百十七世帯であつて、純然たる小作農は極めて少数である。(第六表参照)

またその耕地面積は第七表の通りである。平均経営面積は九反三畝となつてゐる。

農業は米麦作を主とし、殆ど蠶蚕、洋菜（レタス、セロリー、パセリー、グリーンピース等）を兼営し、一部酪農、花卉、果樹を兼業する農家もある。諏訪郡下においては、米、麦、桑の作付面積が最も多く、また農家戸数も最も多い村である。

(4) 出稼ぎ

以上述べたように、農業が生業であるに拘らず、冬期（十一月より四月中旬まで）には地が凍り農業が営めないために一般に男女とも出稼ぎに行くことは、この地方の慣習となつてゐる。「八月奉公」という言葉があつた。女が冬期間奉公に出ることをいつたのである。現在は、海苔や、精密工場などに行くものが多い。男は昔は下駄の齒入れに行つたものであり、現在は酒や、海苔やなどに冬期出稼ぎの特約をしているものが多い。海苔やは東京、千葉方面である。男の場合、二、三男は勿論出稼ぎに出るが、二、三男のみでなく世帯主になつていても出稼ぎに出る。それで残される妻のことを「半歳後家」という。

出稼ぎをして現金を得るのは、経済上の理由によることは当然であるが、また同時に青年の修業のみちとして考える傾向もある。自分の家で人を傭うほどの家でも、その娘が出稼ぎに出かける場合もある。出稼ぎにより他郷を知り、人間関係のありかたを学ぶことは、この土地の若ものにとつて非常によい経験とならう。したがつて批判の言葉として、「あの娘は出稼ぎにも出られない」というようなこともいわれる。男の出たあとの冬の期間を、女は「機織だてり」をしたり「俵つくり」をしたりして過ごすのである。

出稼ぎによつて考慮されねばならないことは、出稼ぎが青年男女の成長にどんな影響を与えているかということである。

同じく農家生活研究所科学総合研究として埼玉県南埼玉郡北川辺村を調査した際、青年問題の一つとして出稼ぎの問題がとりあげられた。農閑期には、二、三男は東京若しくは、近隣の都市に出稼ぎに行く。すると自分の小遣錢ができるので、その金で遊ぶことを覚え、河川工事にかけている土工達が遊びに行く遊び場に行くようにもなり、ヒロボンの使用を覚える。かくて非行少年の問題は、この土地の厚生係が特にとりあげて語る、大きな社会問題であつた。これに比して、原村の場合においては、若者が郷土

に滞在している期間は、一家総出で夢中になつて一年間の農作物、養蚕のために身を粉にして働くときである。したがつて、出稼ぎから帰郷しても自分の小遣を自由にして遊ぶ余裕もないことになるであらう。こゝでは特に青少年の非行問題が浮き上つてはこない。年間三分の一は土が凍り、完全に労働の基盤を失う。そのために生計の資をもとめて住込みの出稼ぎに出ねばならない状態に追いつめられてゐる人々と、二、三男がわが身の自由を求めて出る出稼ぎには、かなりそのあり方の相異があるものと思われる。出稼ぎによる健康上の問題はないであらうか。この質問に対して保健婦曰く、

村では成人式が一月十五日に行われ、成人になつたものは参加しなければならぬ。そこで、レントゲン、血沈、血液検査を行つてから、結核と性病は容易に発見されるのである。その時不在であつても必ず後に検査を受けることになるから病気の発見は、はやい。

結核は漸次減少の傾向にあり、昭和二十八年に四十八名であつたが、三十三年には三十二名、中二十二名は入院治療の状態である。総人口の〇・五%にあたる。

性病については左の状態である。

先天性性病 五十才以上 男二名(既婚)

二十五才以上 男既婚五、未婚一

女既婚二、未婚一

後天性性病 五十才以上 男、女なし

二十五才以上 男既婚一

女既婚一

後天性性病が少く、先天性性病の数が多いことは、往年の渦根が大きいことを物語るものであらう。勿論後天的のものは現在の医学によつて治療されやすいから調査の対象に浮び上らないということが考えられるし、またこの種の調査は、患者が健康保

険をつかつていない場合は調査され難いので、それらのことを考慮に入れて考察しなければならない。

身障者が六七名、特に脱臼が一〇名ある。原村には脱臼が多いと地方福祉事務所でも村役場でも不審げに語られた。

② 社会福祉

原村には、何一つ福祉のための機関がない。昭和三十三年四月には村内各戸に通じる有線放送が敷かれたことは、夏季においては農業に繁忙であり、冬期においては厳寒に悩まされるこの村の住民の生活をどれ程明るくしたことである。

春秋農繁期には弘沢の小学校雨天体操場を利用して季節託児所が開かれる。村の厚生係が中心になつて組織するのであるが、無資格保母七人、四才から学令児までを一日十五円の保育料によつてあずかつている。春は二〇〇人、秋は一七〇人の託児があり、この季節託児所は村民のために絶対に欠くことのできないものである。村民は常置保育所の設置を非常に強く希望しているが、未だ設置されるに至らない。

昭和三十三年四月に老人クラブが結成された。村内には八十才以上老令者二十五名あり、中八十才以上三名、九十才以上四名ある。

未亡人会は五五人の会員をもち、相互に慰安、援助をはかつている。

保健婦の努力で母子健康グループが組織されている。月一回の会合を、多忙なときをさけて、夏は田植のあと、盆は刈入れの後に嫁の立場にある人々が会合に出られ易いときを見はからつて会合している。「若い母の健康のための相談」ということが、このグループを召集する名目であるが、実はこの部落のケースワーカーの役目を担う保健婦Mさんは、この会合を利用してグループの話し合い、あるいは、個人面接によつて一年中農事と保育に追われ、嫁の立場をまもらねばならない若い母、もしくは母となる人々を慰安し力を与えようとしているのである。役場の通達によつて出席を強いられるのであるから、如何なる家でもこの会合には嫁を出席させようとするから、嫁も気楽に出席ができるのである。この責任者であるMさんは、土地の人で、若い頃主人

が病み苦勞した。生活保護をうけて生活をし、ついに子供を里親にあずけて、他郷に出て働いていたが、適役だからと村の人が今の仕事に招んでくれ、保健婦として働くこと既に八年になる。と語るこの婦人は、豊かな愛情をもち、経験を通して技術を体得したまことによいケースワーカーであるようにみえた。

(H) 生活保護世帯

村民の生活は非常に細いのである。乳牛を飼育し、牛乳をしぼっているが、これは全部生活の資とし、家のものは山羊の乳をのんでいるし、また村民は馬肉をたべ、村の仕入屋の井も馬肉専門の料理である。この村を訪ねた人は、牛肉をたべられない。農村の常として、現金収入には極度に敏感である。

以上のような生活態度であるが、被保護家庭は少いので、原村は全体で十九世帯である。三十一年度保護率は一・一であり、三十二年度は一・六一であつた。諏訪郡の保護率二・八、全国保護率二・〇三に比すると大変に低い。

要するに、生活はまことにつましく、農業、出稼ぎによつて生活をたもつこの村の人々には、勞働をいとわずによく働く習慣が養われているということを証明するといつてもよいであらう。

以上は、原村々民の生活の極めてあらましの紹介である。

二、部落発展の歴史略

何故そのような生活しにくい地域に人が住みつくようになったか、何故原村がこのような土地に拓けたかということとは興味ある問題である。このことについて、諏訪史談会編、諏訪史蹟要項九から、原村に関する史実を抄略することにする。

そも／＼原山と称する八ヶ岳裾野一帯の地は諏訪明神の御狩神事の祭場であつた。御狩神事は年に四回行われたので室町時代

中期まで行われた。そこで原山の地は諏訪大明神の御狩場として神人以外のものは入ることが出来ない神聖の地とされていたが、一方既に莊園時代から民家があり聚落の営まれていたことを立証する史料もある。

武田信玄が永録八年に沙汰を下して、御射山の原は古来耕作すべきところではないからと禁じていることがみえているが、要するに文安年間の飢饉に際して生活の困難なるあまりに、不入の地である原山の開拓ともなり、永録の頃には、これを抑えることができなかつたものと思われる。安土桃山時代以降は天下統一の傾向が強くあらわれてきた時代であるから、諸大名は知行化した領土経営に専念することとなり、荒地の回復に努力したものであるが、一方新田の開発により耕地の積極的増加等も計つた。諏訪郡としても慶長六年諏訪頼水が上州總社から故封諏訪の地に復帰することができたので鋭意民政の整頓と生産の拡充を計ることになつた。

それで第一に着目されたのが八ヶ岳の裾野即ち原山一帯であつた。諏訪湖畔は既に開拓の余地がないので、原山を開拓して藩の財政を緩和したいと考えた。かくて第一に原山新田の名によつて開発されたのが、のちの中新田である。

つづいて慶長十九年柳崎新田（のちの払沢新田）が開発された。

ついで柏木新田が元和九年に、続々と他の新田も開発され諸方面から移住者が集つてきた。後に原村に併合された新田は左の八新田である。

中新田、払沢新田、柏木新田、八つ手新田、嵩蒲沢新田、大久保新田、柳沢新田、室内新田

現在原村は、右の八部落の他に、南原、及び上里農場の二部落が加わつてゐるが、この二部落は昭和期になつて集団入殖した開拓村である。

払沢新田は当初九戸の民家によつて開発の緒についたといわれ、草創は藤原重右衛門で佐久郡川上地方板橋より来たといわれている。

三、払沢部落

払沢部落は、中新田の次に開発された部落で、現在二九五世帯、人口一、三七七、原村では中新田につづいて大きい部落である。原村の村役場は払沢に在る。払沢部落の産業別人口をつくつてみると、公務員というのは村役場に仕働く人が大部分であつて、殆ど農業を営んでいる。

第八表 払沢部落産業別就業人口

総 数	男	女	計	%
	392	416	808	100%
農 業	286	393	679	84.0
林 及 獵	6	0	6	0.7
建 設	14	0	14	1.7
製 造	17	4	21	2.6
卸売及小売	17	9	26	3.2
金 融	0	0	0	0
運輸通信	6	0	6	0.7
サービス	8	4	12	1.5
公 務 員	38	6	44	5.4

昭和33年度住民登録による

中新田及び払沢に末子相続の慣習が残つてゐることを、土地の人からき、調査の焦点をこれにしほつた。まずその前に、この部落における婚域は如何なるものであるかを戸籍簿より調査したものが次の通りである。

通 婚 圏

「原村には近親結婚が多く、まるで村内が親類のようだから、わるくちもいえない」とは村人の言葉であつた。しかし調査の結果は、この傾向は他部落にあるよりも、特に払沢にあることを示した。

まず昭和卅三年度の戸籍簿により、同戸籍簿に記載されてある払沢部落の全世帯について、その婚姻関係を調査した。その結果は左のようにあらわれた。

戸籍簿に記載されていた婚姻関係の総数は九九六である。そのうち、相手方が県外にあつたものは九〇である。すなわち、通婚圏は左の通りである。

第九表

總 数	県内の婚姻	県外との婚姻
九九六	九〇六	九〇
一〇〇%	九〇・九%	九・一%

すなわち、県外のものゝ婚姻関係をもつものは九パーセントである。これをさらに地域別に調査した結果、県外通婚地域を近接県より順を追つて記載すると

第十表

通 婚 地 区	数
愛 知 県	1
岐 阜 県	2
静 岡 県	6
山 梨 県	13
富 山 県	2
埼 玉 県	2
群 馬 県	4
新 潟 県	3
東 京 都	34
神 奈 川 県	8
千 葉 県	5
栃 木 県	1
茨 城 県	1
大 阪 府	2
神 戸 市	1
大 分 県	1
福 島 県	2
秋 田 県	2
計	90

隣接県のうち、八つ岳山麓よりも住みよく、あるいは温暖の地である群岡県、山梨県と婚姻関係が結ばれるのは当然だと思われる。さらに、東京都が卅四の絶対的多数を占め、つづいて神奈川県、千葉県、群馬県が多いのは、何れも出稼ぎから縁が結ばされるようになったものと考えられるのである。若者にとつては出稼ぎは単に経済的理由に基くのみでなく、彼等の将来を左右するものであるという夢をも描いているにちがいない。

次に県内において婚姻関係を結んだものについて、その実数ならびに婚姻総数の百分率をもつて比較してみる。(第十一表参照)

第十一表

通 婚 地 域	実 数		全婚姻数に対する%
	実数	百分率	
長野県内にして諏訪郡外に婚姻関係を結んだもの	六七	七・三%	
諏訪郡内の婚姻関係	二三六	二六・三%	
原村内の婚姻関係	六〇三	六六・四%	
総 婚 姻 数	九〇六	一〇〇・〇%	

先ず諏訪郡以外に如何なる地方に婚姻関係を結んでいるかという点、第十二表の通りである。

第十二表

近 接 市 郡 通 婚 地 域	
諏 訪 市	26
茅 野 町	16
岡 谷 市	2
伊 那 町	1
辰 野 市	1
小 県 郡	4
上 水 門 郡	1
上 伊 那 郡	7
下 伊 那 郡	1
東 筑 摩 郡	4
西 筑 摩 郡	1
更 級 郡	2
南 佐 久 郡	1
計	67

近隣都市である諏訪市、茅野町、岡谷市に数が多いこと、ついで近接地区である上伊那郡、小県郡、東筑摩郡に多いことは当

然であらう。

次に諏訪郡内に通婚地域をもつ婚姻関係を調べると次のようになる。(第十三表参照)

第十三表

諏訪郡下通婚地域		
原 村 内		603
宮 川 村		34
金 沢 村		17
富 士 見 村		31
玉 川 村		48
泉 野 村		20
落 合 村		10
本 郷 村		31
中 州 村		7
長 地 村		3
永 明 村		9
湖 東 村		3
豊 平 村		7
境 村		4
北 山 村		2
米 沢 村		2
湖 南 村		3
川 岸 村		2
湊 村		1
豊 田 村		2
計		839

すなわち、原村内通婚、六〇三に対し、原村外通婚は、二三六である。やはり隣接村が多いのは蓋し自然な現象であらう。村内結婚は婚姻総数のうち、六〇・五パーセントを占めている。出稼ぎなどで他郷の生活の気楽なことを認識しても、やはり郷里にかえつて婚姻関係を結ぶのが最も多いのである。

その結果、原村、弘沢には同姓の家が多い。これを調べた結果は左のようである。然も、同姓の家は番地も殆どつづいてい(第十四表) 役場にきていた村人が中新田は同姓の家が多いといつたが、調査した結果は却つて弘沢部落に同姓が多く、また戸籍等で調査した結果明らかになつたのであるが、分家、養子が多いという事実も、却つて中新田より弘沢に残つていことと一致した現象であつた。実に弘沢部落民一千三百卅二人中の約六分の一は鎌倉姓である。大体、鎌倉、日達、清水、野明、北原の姓を名乗る家族員総数は九百一人であるが、部落民総数の三分の二である。

第十四表 弘沢同姓世帯別人口

姓	同姓の世帯数	世帯員数	平均世帯員数
鎌倉	50	240人	4.8
日達	40	214	5.4
清水	39	189	4.8
野明	27	140	5.2
北原	22	118	5.4
笠原	17	76	4.5
田中	15	80	5.3
堀内	13	71	5.5
小林	8	36	4.5
牛山	8	32	4.0
永井	8	36	4.5
五味	4	14	3.5
その他	20	86	4.3
合計	271	1,332	4.8

昭和33年度 住民登録簿による

四、末子相続の慣習

昭和廿二年改正前の民法においては、長男が法定推定家督相続人であった。長男が家督相続をしないという場合は、通常長男に何らかの家督相続をなし得ない理由がある場合である。生れながらにして長男は、その家の次代の戸主となるべき資格をもち、一家族の生活を統そつし且つ、責任をみることの意識を自他ともに抱きながら成長するという状態が、旧民法の家族制度による家族の生活であった。家系を重んじ、家を中心として生活しようとする家族の生活において、長男を他の子供達に比して特別の関心をもって育成し、財産を与え、人間的にも物質的にも不安のない存在とすることに於て、一家の安泰をはかるといものが一般の親の考えであった。したがつて、限られた土地で一家の生計をたて、限られた不動産を財産とする農村の人々にとつて、

二、三男の身のふりかたについては、何れの農村においても問題になつてゐる。家を重んじ、一家あげての注意の焦点と期待が、家の相続者である長男に集中している場合、精神的にも二、三男はおき忘れられた存在となりやすい。二、三男の問題は、何処の農村においても大きな問題である。

八ツ岳山麓に末子相続の型が残つてゐることは、中川善之助教授もいわれてゐる。土地の人にもそのことを聞いたので、原村の調査にあつてそのことを明らかにすることは、あらかじめ一つの課題であつた。

(4) 調査の方法

家督相続について、全面的に正確に調査するのは戸籍によるほかはないのであるが、その方法が問題である。戸主が前戸主の長男であるか、長男以外のものであるかを戸籍面において知ることは、容易であるが、たとえ戸主が前戸主の長男以外のものであつたにしても、長男が逝去したとか、廢疾者であるとかの極めて当然な理由で、たまたま長男以外のものが相続してゐるかもしれない。

いかなる理由で長男が相続しなかつたか―それを原村の過去に逆つて歴史的に、全世帯を正確に調査する事は不可能な事である。それで調査の方法として、長男が他家の養子となつてその家の家督相続をなし、生家の相続をしていない場合がどの程度にあるかを調査することにした。他家へ養子に行つてゐる限り、その長男は生家の相続をしてゐるのではなく、生家は長男以外のものによつて相続されてゐるのである。末子相続とは、必ずしも末子が家の相続をすることを意味するのではなく、長男以外のものが相続することをも意味してゐる。そこで、長男が生家の相続をせず他家へ養子に出ている場合は、一応末子相続の一形態を示す場合である。

そこでこうした見地からとつた方法は、まず、原村創生時代からの除籍簿を全部調査し、長男が養子に出たために生家より除籍されているケースを数えあげることであつた。長男が養子に行つてゐる事実とその年月を調査することによつて、原村には昔

より末子相続が行われていたことを確認することが出来た。しかし、これが何れの部落のものであるかは除籍簿によつて知ることが出来ない。というのは、除籍簿は部落別に記入されておらず、原村何番地となつて記入されている。この記入されている番地によつて、八部落の何れの部落に属するかが明らかであればよいのであるが、慶応年代より今日に至る家屋の番地は変化しており、人口の増加に従い入り混つてもいるので、番地別に整理することは不可能であるし、到底正確になし得ないことである。

そこで、一方昭和廿八年八月現在の各部落別戸籍簿により、これに記載されてある限りの、長男が養子に出ている、事実を拾いあげることによつて、現在を基盤にして各部落の過去の事実を把握する方法をとつた。現在の戸籍簿に記載されている婚姻関係を綿密に調べることにより、夫が他家の長男である場合をひろいあげ、更にこれを原村の除籍簿によつて確実にその夫の家系を詳細にたしかめることにより、各部落にどのように末子相続の形態が存在していたかを見出そうとした。

原村役場に保存されてある戸籍簿で調査し得るものは安政年間以後の記録であつた。

このようにして、村役場に保存されてある限りの記録による末子相続の形態を把握したものが次の調査である。

(イ) 長男の養子縁組

原村の除籍簿によつて長男が、生家より他家に養子縁組をした件数を調べると、明治以前に六件、明治年間に七十九件、大正年間に十五件、昭和期に入り昭和二十二年までに廿一件の件数を示している。計百廿一件の多数である。

これを各年代別に整理したものが第十五表である。

以上除籍簿によつて調査された原村内において、長男が生家を出て他家に養子縁組をした記録は百二十一件であつた。従つて末子相続という慣習がこの原村地方―八ッ岳山麓地方―にあつたということは明らか事実である。

では、更にこの末子相続の傾向は、現在原村の何れの部落に残っているであろうか。

第十五表

明治以前		明治年間		大正年間		昭和年間	
年号	件数	年号	件数	年号	件数	年号	件数
嘉永三年	1	明治三年	1	大正元年	2	昭和二年	2
〃 四年	1	六年	1	四年	4	四年	2
安政二年	1	七年	5	五年	1	六年	1
慶応元年	2	八年	4	六年	1	十二年	1
〃 二年	1	九年	4	九年	1	十四年	1
		十二年	1	十年	1	十五年	4
		十八年	1	十一年	2	十七年	2
		廿四年	15	十四年	1	十九年	2
		廿五年	1	十五年	2	廿年	1
		廿六年	6			廿一年	1
		廿七年	3			廿二年	4
		廿八年	5				
		廿九年	8				
		卅年	3				
		卅二年	3				
		卅四年	1				
		卅五年	1				
		卅九年	1				
		四十一年	5				
		四十二年	1				
		四十三年	4				
		四十四年	4				
		年代不明	1				
計	6	計	79	計	15	計	21

(二) 原村部落別調査

次に昭和二十三年八月現在の原村の戸籍簿を部落別に調査し、長男が他家を相続しているケースを全部とり出したのである。弘沢部落の役場に保存されている戸籍簿を通して確認された長男の他家相続の事実は次の数である。(第十六表)

第十六表

年 代	件 数
嘉 永 四 年	1
慶 応 元 年—明治以前	4
明 治 元 年—同 廿 年	13
明 治 廿 一 年—同 卅 年	6
明 治 卅 一 年—同 四 五 年	7
大 正 二 年—同 五 年	1
大 正 六 年—同 十 年	1
大 正 十 一 年—同 十 五 年	3
昭 和 二 年—同 五 年	1
昭 和 六 年—同 十 年	1
昭 和 十 一 年—同 廿 年	3
計	41

これを明治、大正、昭和の各年間にわけてみると左ようになる。(第十七表)

第十七表

年 代	件数
明治以前	5
明治年間	26
大正年間	5
昭和年間	5
計	41

これにより、明治年代において末子相続の傾向が強かったことが了解される。

明治卅一年民法の発布によつて長男相続制は強行法規となつたから、明治末期になつて長男の養子縁組は急減したものと思われる。しかしその傾向が昭和期になつても残存していたことが認められる。戸籍簿の上にあらわれている事実は、この地方においては、長男に拘らず一般に養子縁組が非常に多いことである。養子縁

組をしたり、また離婚をしたりすることが非常に頻繁に行われていたことが戸籍面にあらわれている。即ち、長男を養子にやることのあるような地域では、そもそも養子縁組が多いということが言われる。この事実は弘沢部落にあらわれている事実と、同年間の他部落の戸籍面にあらわれている事実とを比較してはじめて確認されたことである。

調査方法は、弘沢部落の調査と全く同様な方法で戸籍簿を全部調査し、現在の戸籍簿に記載されている婚姻関係全部にわたつて、長男が他家相続をなしているものを取りあげたのである。

この結果をまとめると次の様になる。

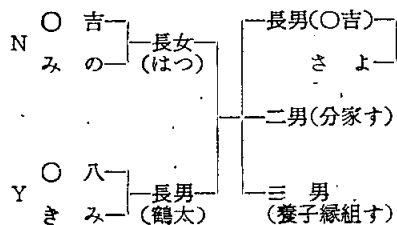
- 原村除籍簿に記載の長男の他家に養子縁組総数…………… 一一一
- 同現在弘沢戸籍簿に記載されているもの…………… 四一
- 同 中新田戸籍簿に記載されているもの…………… 二
- 同 柏木戸籍簿に記載されているもの…………… 七
- 同 大久保戸籍簿に記載されているもの…………… 一

現在の戸籍簿には、現戸主を中心に書いた戸籍が載つている。この戸籍面の記述により前戸主の關係まではたどられるが、それ以前になると現在の戸籍簿の記載面ではたどり得ない。一方除籍簿は行政始まつて以来のものが残されているので、これによつて確認するものは、養子縁組の総件数であるとみてよいであろう。これにより前者と後者の数の差異があるわけであるが、この二資料を調査統計することによつて末子相続の慣習が原村の中で、特に最近まで弘沢部落に残存していたことが了解されるのである。部落の成立ちは、歴史的には中新田が最も古いのであるが、現在の戸籍簿に載つている長男の養子縁組は二件であつて、これを弘沢の四一件に比すると極めて少数である。却つて柏木部落には七件載つている。あとは大久保部落に一件あるのみであつて、他部落にはない。これをもつて考察するに、特に弘沢部落に古い慣習が残つていることが証明される。

現在の戸籍簿にあらわれている、中新田、柏木、大久保の三部落における長男の養子縁組について年代別にわけると次のよう

N家の家系

大正十一年



◆ N家

第十八表

「中新田」部落	
昭和十七年	1
同 廿九年	1
計	2

である。(第十八表)

「柏木」部落	
明治十九年	1
同 四十二年	2
同 四十三年	1
昭和十五年	1
同 廿一年	1
同 廿五年	1
同 廿八年	1
計	7

「大久保」部落	
明治四十二年	1
計	1

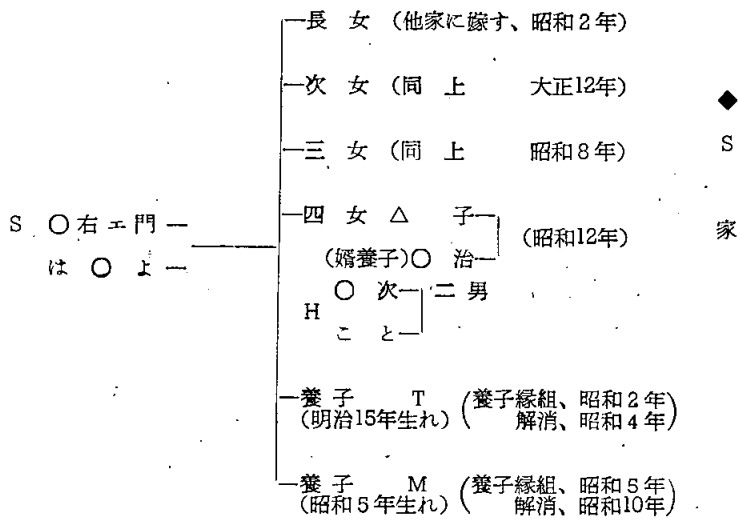
次に二、三のケースについてのべたいと思う。

N○吉とみの長女はつには、Y家の長男鶴太が養子にいつている。

これは「Y氏を廃家の上、大正十一年五月十九日N家に婿養子」と戸籍簿に明記してある。自家を廃家しても養子に出した方がよい、という考え方は、明らかに家よりも個人の生活を重んじる考えである。

鶴太とはつの間にも男子が三人あるが、長男○吉はさよを迎えて相続し、二男は分家、三男は養子縁組をして他家へ出ている。明らかにこゝには、家を主とした考え方よりも、個人の生活を重んじ一人一人の生活を安定させることを主旨とする考え方がわかれるのである。

S 家 の 家 系

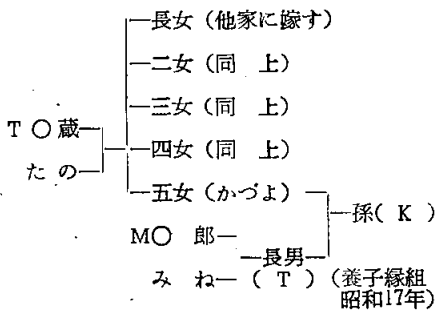


次に「S家を」みると、○右エ門とは○よの間に四女がある。次女、長女、三女と次々に他家に婚姻し、四女△子にH家の二男○治を養子に迎えている。しかも、△子の結婚したのは昭和十二年であつて、次女が結婚したのは大正十二年である。その間、十五年も経過しているので、両親の考えは最初から、末子△子に相続させてもよいという考えがあつたものと推察されよう。

またS家では二度養子縁組をしている。第一回目の養子は明治十五年生れのTを昭和二年にもらいうけ、昭和四年に解消している。戸籍の記載が正しいとするならば、この養子は四十五才で入籍、四十七才で縁組解消となっている。更に第二回の養子縁組は、昭和五年生れのMを、昭和五年にうけ、昭和十年に解消している。

この第二回目の養子縁組は、養子が生後直ちに縁組し、五才になつて解消している。その後、四女△子に婿養子をもらつていたのであるが、その間に長女および三女を他家に嫁がせている。この経過をみると、家系の相続ということが、比較的簡単に考えられているかのごとく見られるのであるが、何れにしても長女、次女、他家に嫁

T 家の家系



五、家督相続法について

がせることに介意していない点は明らかである。

T 家の場合、T O 蔵と、たのとの間に五女がある。長女より四女まで、次々に他家に嫁がせて、五女かずに M O 郎とみねの長男、T を婿養子として迎えている。このことは、やはり末子相続の慣習によつていのである。つて、強いて上の子に家系をつがせる必要を認めていないことであろう。他方、養子 T は長男である。養子縁組の年は昭和十七年であり、孫 K ができてゐる。家を長女に相続させ、一家の安定をはかるよりも、子供一人一人の安定した生活を心配したことが、この家系をたどることによつて、み出されるのである。

その他、長男が養子縁組をしている場合は上記のごとく四十件余であるのであつて、旧民法に長男の法定推定家督相続権が定められていたときに、払沢部落に末子相続の慣習がもちこされていたことは、まことに興味ある事実である。

そこで、一体我國の法制史において家督相続について末子相続がみとめられていたか、否かを、顧みることにする。

律令時代の法源によれば、継嗣—家名と家の主要な財産の相続—と遺産相続との複数相続制が規定されている。継嗣については、六位以上の貴族については一定の順序が定められており、六位以下の平民にあつては、法律上の制限はなかつたのであるが、事実上、嫡出の長男が先ず継嗣者に選定される慣習であつたようである。こうして平安朝の後半以来、嫡出長男が法定の継

嗣者（法定家督相続人）の地位を占めるようになった。継嗣と異り、遺産相続については諸子分割相続制が認められているが、継嗣者は他の諸子よりも多くの遺産を相続した。

鎌倉時代以後の武家法においても、家督相続は嫡出長男の単独相続であつた。徳川時代においては、遺産相続も次第に分割相続の習俗はすたれて長男独占相続となつてゐる。

明治維新になり、相続形態は長男相続の傾向を明瞭に示すようになってきた。

明治六年には「家督相続は必ず総領の男子たるべし」というような布告（布告二六三号）も出た。

明治卅一年民法が施行され、長子相続制の原則は法規として不動のものになつた。相続の順位は次の様である。

イ嫡出長男 ロ庶出の長男 ハ嫡出の長女 ニ庶出の長女 ホ私生の長男 ヘ私生の長女

次に民法は相続権廃除が許可される廃除の原因について決定している。

- 一、被相続人に対して虐待をなし又これに重大なる侮辱を加えたこと。
- 二、疾病其他身体又は精神の状況に因り家政を執るに堪えざること。
- 三、家名に汚辱を及ぼすべき罪によりて刑に処せられたること。
- 四、浪費者として準禁治産者の宣告を受け改悛の望なきこと。
- 五、其他、正当の事由

以上の如く、細かに項目をもうけて相続権廃除が許可される理由をあげて、これによつて前記法定の推定家督相続人の資格を保持しているのである。そしてこの第五の、其他正当の事由が生じた場合には、特に、被相続人は親族会の同意を得て廃除を請求するものとされている（民九七五）その第五項に

(5) 相続制度の大家族制的存在理由を貫ぬいて相続を強制することがかえつて不当視される事由（相続人本人の利益のために認められる事由）として次項があげてある。

(イ) 婚姻によつて他家入籍

(ロ) 養子縁組により他家入籍

(ハ) 代襲相続人の、被代襲者たる実親の家への入籍

(ニ) その他の事由により他家入籍

そこで、明治期民法発布後に末子相続が行われている場合には、(イ)あるいは(ロ)の理由が親族会議によつて正当の事由と認められた場合でなければならぬ。以上の、旧民法の定める家督相続権について考察するときに、如何に末子相続ということが特別な法律的行为を前提としているかを知るのであらう。

(1) 家族制度全集五、近藤英吉 相続史概説 参照

六、末子相続思想

旧民法の時代に長男が養子に行くことは他の土地においては異例であつた。この弘沢部落でかくも多く長男の養子縁組が行われたのは、何故であらうか。

K村会議員にその理由を聞いてみた。この村会議員自身も長男養子の一人であつた。曰く、「弘沢では長男をくれる傾向がありこの傾向は昔程強かつた。同じ村内でも中新田あたりでは養子に出すのは二、三男でなければ、といつていたが、弘沢では長男でも養子に出していた。そしてこれは姻戚関係で多く行われ、男子のない女子のみの家へ養子に行くのが普通であつた。(この点については村会議長の語るように、親戚で女子ばかりの家に養子にきている場合が多い)。

理由としては、「農村では明治の初めは、十三才から十七才までの間に嫁入りした。したがつて若い間に子供ができるから、親が四十才代に息子が妻帯し、四十才にならないうちに孫ができる。同じ家に二人お父さんがいては面倒だから長男をかたづけ

てしまふ。昔はもつと長男を養子にやる傾向が強かつたが、現在でも長男をくれることは、昔からの慣わしで、何でもないことである。」と。

村の吏員の話によれば、この村會議員の実家もまた養家も財産家であるそうである。またその他にも、長男が養子にきている場合には養家も実家も大きな家で、本人も顔役であるというケースが多いので不思議に思つていた、と語つた。そのようなケースばかりであるか否かは個別に耕地その他を調査しなければいけないことであらう。しかし少くとも長男を養子に出す場合に、有徳な家で自分の家に相当するような家に養子に出しているケースもいくつかはあるわけであつて、必ずしも貧困な家が家産の維持のために長男を養子に出すものではないことを裏書きするものである。K議員の語るように、それだけに長男を養子に出すことを格別のことに思わないともいえよう。

中川善之助氏は諏訪地方に行われた末子相続を「家産分割の思想」に基いて行われたもの——すなわち、末子単独相続ではなく、共同相続制を基調とした末子優越相続であるといつてゐる。氏はつけ加えて「長子相続制は多く形式的であり、末子相続制は実質的であるということが出来る。形式的というのは、是が非でも長子が必然の相続人となるという建前をとることの意味である」と述べてゐる。むしろ名を棄て実就いて、経済上有利なるが故に、多く末子を相続人とするが、末子が余りに幼少であるような場合には、必ずしも末子という形に拘泥せず、独立力ある者の中の年少者を相続人とするという意味である」と述べてゐる。「独立能力を有する長男から外に出すという慣行が末子制の直接原因であり、かく家を離れて行く子は常に遺産の分配をうけて行く」とすれば、前述の話のごとく、実家と同じ程度の財産のある家に長男を養子にやることを得れば、これに越すことはないのである。

中川善之助氏は更に末子相続の成因として、ヴィノグラドフの説をひいてゐる。重税に苦しみながら狭小な耕地より有たない半農奴的貧農にあつては、如何に農耕技術が進んでも増加する家族人口を自己の農耕によつて消化することは出来ないから

第十九表.

職業	事項 郷土関係	長子相統	末子相統	其 他
		農	土着者	8,430
	移住者	1,790	31	122
士	土着者	719	48	94
	移住者	209	2	14
商	土着者	441	19	53
	移住者	239	4	23
其他	土着者	199	9	46
	移住者	106	1	38
計		12133	617	1,515
総計		14,265		

子は成長するに従つて家を出て他処に生活の足場を求めなければならなくなり、末子相統が生れると説くのである。

而して、諏訪地方の農耕地としての悪条件、すなわち、土地の瘦瘠氣候の寒冷技術の稚拙等は悉く末子制発生の契機となるものであろうと中川氏は説いている。

また、同じ原村内にあつても、長男を養子にやるのが著しく多い弘沢部落においては、そもそも一般の養子縁組ならびに離婚が頻繁に行われていることが、他の部落に比して戸籍面にあらわれているという事実は、相統ということを形式的でなく実質的に考へる傾向——末子相統を導くもの——を示すものではあるまいか。

何れにしても、この調査によつてつかみ得たことは、この弘沢部落に末子相統の慣しがあつたという事実である。

中川善之助氏は諏訪郡全般に亘つて、全戸に質問表を配布し、現在の諏訪人にどのくらい末子制の旧慣習が残っているか、もしくは記憶されているかということ調べたという、統計表を掲げている。(第十九表参照)

右の統計表は末子相統の事実を調査した数ではなく、その慣習のあつたことの有無を知らせる意見調査である。すなわち、住民の考えを問うことによつて、諏訪郡に末子相統の事実があつたことを認めようとするのである。

この度行つた諏訪郡原村の戸籍簿による実態調査は、この事実を裏書きするものであるといえよう。

- (1) 前 掲
(2) 前 掲

中川善之助 末子相統

七三頁
八八頁